

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書類

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
第5条 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① いのちの教育事業 ② 食育、服育を通しての人づくり事業 ③ 観光拠点づくり事業 ④ イベント企画開催事業	第5条 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① いのちの教育事業 ② 食育、服育を通しての人づくり事業 ③ 観光拠点づくり事業 ④ イベント企画開催事業 ⑤ 放課後児童健全育成事業（追加）

2. 定款変更の理由

放課後健全育成事業を宇陀市より委託を受けるため

特定非営利活動法人大和の心を育む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大和の心を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県宇陀市大宇陀野依220番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県南東部と宇陀地域に居住する有志が集い、21世紀に予測される人口減少と高齢社会が日本国の根幹を揺るがし、都市や地域の崩壊が現実化すると危惧される中、物(人)大切にすることを目的とする「いのちの教育」と宇陀のある資源を活かし、何を受け継ぎ、伝えていくのかを探求し、「食育、服育を通しての人づくり」を推進し、“自立の精神”と“和”を以った新しい公共の精神を醸成することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① いのちの教育事業
 - ② 観光拠点づくり事業
 - ③ イベント企画開催事業
 - ④ 食育、服育を通しての人づくり事業
 - ⑤ 放課後児童健全育成事業
- (2) その他の事業
 - ① 物販事業

2 前項2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うとし、純益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、及び会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 役員は、役員会を構成し、この定款の定め及び総会又は役員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 全号の事項の提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき時効に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	辻 本 勝 次
副理事長	松 尾 文 隆
理事	小 峠 清 子
理事	松 岡 晃
監事	小 峠 昭 義
監事	吉 村 敬 子

3 この法人の設立当初の役員任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 10,000 円
- (2) 年会費 10,000 円

令和6年度年度事業計画書

令和6年 4月1日から 令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 大和の心を育む会

1 事業実施の方針

都市や地域の崩壊が現実化すると危惧される中、物（人）を大切にすることを目的とする「いのちの教育」と宇陀のある資源を活かし、何を受け継ぎ、伝えていくのかを探求し「食育、服育を通しての人づくり」を推進し、“自立の精神”と“和”を以った新しい公共の精神を醸成することに寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
① <u>いのちの教育事業</u>	すべてのものに命があることを伝え実体験を通して人、物を大切にする心を育む。	令和6年 4月～	県アニマルパーク	5人	40人	895
② <u>食育、服育を通しての人づくり</u>	こども食堂の開設、食についての関心と人とのコミュニケーションを図る。	令和6年 4月～	宇陀市中央公民館大宇陀分館	10人	30人	1177
③ <u>観光拠点づくり事業</u>	宇陀市にある観光地のPRや地域を知るためのイベントの実施や参加。	令和6年 4月～	地域内	2人	不特定多数	100
④ <u>イベント企画開催事業</u>	ボランティアを中心として、施設訪問の企画運営。公民館事業及び地域の事業に参加	令和6年 4月～	地域内	3人	不特定多数	100
⑤ <u>放課後児童健全育成事業</u>	学童保育 健全な育成を図る	令和6年 4月～	宇陀市立菟田野小学校学童保育室	15名	年間延べ人数 600人	14,562

令和7年度年度事業計画書

令和7年 4月1日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 大和の心を育む会

1 事業実施の方針

都市や地域の崩壊が現実化すると危惧される中、物（人）を大切にすることを目的とする「いのちの教育」と宇陀のある資源を活かし、何を受け継ぎ、伝えていくのかを探求し「食育、服育を通しての人づくり」を推進し、“自立の精神”と“和”を以った新しい公共の精神を醸成することに寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
⑥ <u>いのちの教育事業</u>	すべてのものに命があることを伝え実体験を通して人、物を大切にする心を育む。	令和7年 4月～	県アニマルパーク	5人	40人	895
⑦ <u>食育、服育を通しての人づくり</u>	こども食堂の開設、食についての関心と人とのコミュニケーションを図る。	令和7年 4月～	宇陀市中央公民館大宇陀分館	10人	30人	1,177
⑧ <u>観光拠点づくり事業</u>	宇陀市にある観光地のPRや地域を知るためのイベントの実施や参加。	令和7年 4月～	地域内	2人	不特定多数	100
⑨ <u>イベント企画開催事業</u>	ボランティアを中心として、施設訪問の企画運営。公民館事業及び地域の事業に参加	令和7年 4月～	地域内	3人	不特定多数	100
⑩ <u>放課後児童健全育成事業</u>	学童保育 健全な育成を図る	令和7年 4月～	宇陀市立菟田野小学校学童保育室	15名	年間延べ人数 600人	14,562

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 大和の心を育む会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
I 経常利益			
1 受取会費			
正会員受取会費	140,000		140,000
入会金			
2 受取寄付金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	774,000		774,000
.....			
4 事業収益			
いのちの教育事業収益	200,000		200,000
放課後健全育成事業	14,562,811		14,562,811
こどもと大人で作る地域のつながり事業	50,000		50,000
物販事業収益	900,000		900,000
5 その他収益			
寄附	10,000		10,000
受取利息			
雑収益	563		563
経常収益計	16,637,374	0	16,637,374
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	217,000		217,000
給料手当	9,140,000		9,140,000
法定福利費	1,444,877		1,444,877
退職給付費用			
人件費計	10,801,877		10,801,877
(2) その他経費			
会議費	80,000		80,000
研修費	20,000		20,000
旅費交通費	900,000		900,000
講師料	177,000		177,000
イベント材料	3,950,000		3,950,000
消耗品	207,000		207,000
光熱水費	200,000		200,000
修繕費	30,000		30,000
保険代	112,820		112,820
通信費	165,114		165,114
賃借料	50,000		50,000
備品	140,000		140,000
その他経費計	6,031,934		6,031,934
事業費計	16,833,811		16,833,811
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計			0
経常費用計	16,833,811		16,833,811
当期経常増減額	0		0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0		0
前期繰越正味財産額			196,437
次期繰越正味財産額			196,437

※今年度はその他事業を実施していません

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 大和の心を育む会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
I 経常利益			
1 受取会費			
正会員受取会費	140,000		140,000
入会金			
2 受取寄付金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	774,000		774,000
.....			
4 事業収益			
いのちの教育事業収益	200,000		200,000
放課後健全育成事業	14,562,811		14,562,811
こどもと大人で作る地域のつながり事業	50,000		50,000
物販事業収益	1,096,437		1,096,437
5 その他収益			
寄附	10,000		10,000
受取利息			
雑収益	563		563
経常収益計	16,833,811	0	16,833,811
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	217,000		217,000
法定福利費	9,140,000		9,140,000
退職給付費用	1,444,877		1,444,877
人件費計	10,801,877		10,801,877
(2) その他経費			
会議費	80,000		80,000
研修費	20,000		20,000
旅費交通費	900,000		900,000
講師料	177,000		177,000
イベント材料	3,950,000		3,950,000
消耗品	207,000		207,000
光熱水費	200,000		200,000
修繕費	30,000		30,000
保険代	112,820		112,820
通信費	165,114		165,114
賃借料	50,000		50,000
備品	140,000		140,000
その他経費計	6,031,934		6,031,934
事業費計	16,833,811		16,833,811
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計	16,833,811		16,833,811
当期経常増減額	0		0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0		0
前期繰越正味財産額			196,437
次期繰越正味財産額			196,437

※今年度はその他事業を実施していません